

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
項 目	摘 要			
機関紙誌の発行事業費	用紙代	5000000	R6. 5. 22	口座引落のため
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	7000000	R6. 1. 1～ R6. 12. 31	金銭以外による支出であるため
(その13)の項目	(その14) または (その15) の支出の目的			
<p>領収書等を徴し難い事情とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には香典・祝儀、金銭以外の支出、バス・電車等の交通機関の利用や自動販売機での購入、振込の方法による支出及び口座振替の利用をいいます。なお、振込の方法による支出で振り込み明細書がある場合には次ページの記載例を参照してください。</p> <p>領収書の紛失は領収書等を徴し難い事情に当たりませんので、支払い先に再発行の依頼をする等の対応をお願いします。</p>				

政治団体の名称
会計責任者の氏名

香川太郎後援会
香川 花子



- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りではありません。
- 3 「支出の目的」欄のうち「項目」には、収支報告書(その13)の例により分類して記載すること。
- 4 「摘要」には、収支報告書(その14)または(その15)の対応する「支出の目的欄」に記載した事項を記載すること。